

佐 本 交 企 発 第 1 3 0 号
佐 本 交 指 発 第 1 5 0 号
令 和 3 年 7 月 9 日

各 所 属 長 殿

保 存	30年(令和3年3月31日まで)
有 効	令和34年3月31日まで
企画第一係	
交 通 部 長	

「車両区分を変化させることができるモビリティ」について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項に規定する車両区分については、従前から、車の属性をもって判断すると解されてきたところである。例えば、一般的なペダル付原動機付自転車については、原動機を作動させず、ペダルを用いて人の力のみによって走行させることも可能であるが、そのように走行させる場合であっても、車体の構造が原動機付自転車から自転車に切り替わるわけではなく、原動機付自転車という属性は変化していないことから、引き続き原動機付自転車に当たると解される。

ところが、今般、ペダル付原動機付自転車であって、原動機（電動機）の力及びペダルを用いた人の力を用いて運転する構造（以下「EVモード」という。）から、原動機の力を用いることなくペダルのみを用いて人の力により運転する構造（以下「人力モード」という。）に切り替えることができるものが開発されている。

このようなもののうち、以下で示す2つの要件を満たすものについては、構造の切替えに応じて、その車の属性、すなわち道路交通法上の車両区分を評価することとしたので、周知を徹底し、遺憾のないようにされたい。

記

1 要件

- 乗車している者が、車が停止していない状態で、EVモードから人力モードに切り替えることができず、かつ、人力モードからEVモードに切り替えることができないこと。
- 人力モードは、地方税法（昭和25年法律第226号）及び市町の条例に基づいて交付された原動機付自転車の標識を表示することができず原動機付自転車として適法に走行させることができない構造であり、かつ、それが明らかな外観となっていること。

なお、EVモードのときには、佐賀県道路交通法施行細則第11条第1項第5号の規定により、原動機付自転車の標識を表示していなければならないこととなる。

2 「車両区分を変化させることができるモビリティ」の例

「車両区分を変化させることができるモビリティ」として現時点で把握している製品の例は、別紙のとおりである。

これ以外に「車両区分を変化させることができるモビリティ」に該当すると考えられる製品を認知した場合には、交通企画課企画第一係まで報告されたい。

(別紙 省略)